

航空機整備施設省エネ設備導入事業補助金

申請手続（公募要領）

制定：令和8年4月30日版
沖縄県商工労働部企業立地推進課

【対象者】

本申請手続（公募要領）は、沖縄県内における航空機整備施設において整備事業を実施する民間事業者を対象としております。

【支援内容】

省エネに資する設備の導入に要する経費を支援

目次

1. はじめに	3
(1) 本要領について	3
(2) 申請にあたっての注意点.....	3
2. 事業の概要	4
(1) 目的	4
(2) 事業の流れ	5
3. 本補助事業の支援内容	5
(1) 支援内容	5
4. 申請手続き等の概要	5
(1) 公募受付期間	5
(2) 申請方法	6
(3) 申請情報の変更	6
(4) 申請取下げ	6
(5) 実績報告書	7
5. 補助金の支払い	7
(1) 概算払い・精算払い	7
6. 不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除.....	7
(1) 不正の防止	7
(2) 反社会的勢力の排除	7
7. お問い合わせ先	8

1. はじめに

(1) 本要領について

航空機整備施設省エネ設備導入事業（以下「補助事業」という。）について公募を行いますので、事業の実施に当たり以下に定める事項に基づき、ご申請願います。

なお、本要領は、然るべき予算措置の決定を前提としており、公表時点の補助事業の内容に沿って作成されているものであるため、今後、予告なく変更がなされる可能性がありますので、ご了承ください。

(2) 申請にあたっての注意点

① 本補助事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本補助事業は、近年の電気料金高騰や物価高等により経済的な負担が増加している航空機整備関連クラスターを構成する中核企業の活動を安定的に支えるため、省エネに資する設備の導入に要する経費を支援することを目的としております。

補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、沖縄県内の航空機整備施設において整備事業を実施する民間事業者としております。

また、本事業は事業者からの申請に基づき審査・補助を行うこととしております。

② 本補助事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、申請書類の作成・提出に際しては、申請書類において、以下を宣誓いただきます。

ア 不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項、イ 反社会的勢力排除に係る誓約事項、ウ 事業遂行上の課題・懸念等に対して、県に事前報告し、県の決定事項に最大限協力すること、エ 補助金交付要綱及び申請手続（公募要領）等に従うこと。

本補助事業の申請内容に虚偽がある場合や宣誓に違反した場合は、補助金交付要綱に基づき交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めます。

③ 補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

本補助事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容または経費の配分の変更を希望する場合（軽微な変更を除く）には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ、所定の「変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません（内容によっては、変更が認められない場合もあります）。

- ④ 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。

補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに県に提出しなければなりません。なお、追加で県から提出を求められた書類については、定められた期日までに提出する必要があります。もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が県で確認できなかった場合には、補助金交付決定通知書を受領していても、補助金の受給対象外となります。

- ⑤ 実際に受け取る補助金は、「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない場合には、補助金の交付は行いません。

なお、実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう県から連絡いたします。

- ⑥ 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を補助事業の終了日の属する年度の終了後5年間、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院等による実地検査が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

- ⑦ その他

補助対象事業者等は、本申請手続（公募要領）、補助金交付要綱やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、県からの指示に従うものとします。

補助事業における実施状況の確認のため、県が電話連絡や訪問を実施することがあります。

また、偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者に対し、必要に応じて現地調査等を実施します。

2. 事業の概要

(1) 目的

近年の電気料金高騰や物価高等により経済的な負担が増加している航空機整備関連クラスターを構成する中核企業の活動を安定的に支えるため、省エネに資する設備の導入に要する経費を支援します。

(2) 事業の流れ

本事業は、補助事業者の申請に基づき補助を行うこととしております。



3. 本補助事業の支援内容

(1) 支援内容

①対象

沖縄県内の航空機整備施設（附属する事務棟含む）で使用する LED 照明、空調（クーラー）、大型扇風機、その他エネルギー効率が向上する省エネ設備（中古品、リース品を除く）で令和7年4月以降に導入したもの

②対象経費

導入に要する費用（省エネ設備費用、設備の運搬・設置費用、工事費、設計費、設備等の撤去・処分費用など） ※消費税は除く。

③補助率

対象経費の 9/10

④補助額の算定方法

補助対象経費に補助率を乗じた額とする。補助額に千円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

4. 申請手続き等の概要

(1) 公募受付期間

下記の受付期間内に申請を行ってください。

令和8年5月11日（月）10時～令和8年10月30日（金）12時

※本公募は、締め切りを待たずに随時審査を行い採択決定いたします。

(2) 申請方法

【補助金交付承認申請時に必要な書類】

- ①航空機整備施設省エネ設備導入事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②申請書別紙
- ③添付書類
 - ・宣誓・同意書
 - ・補助対象経費の金額、内訳が確認できる書類（見積書、請求書、領収書等）
 - ・省エネ設備の概要が確認可能なカタログ等
 - ・設備導入場所がわかる図面等
 - ・設備導入による効果の算定根拠
 - ・登記事項証明書・定款、決算書類（貸借対照表・損益計算書）、納税証明書
 - ・当該事業とは別で補助対象経費及び期間が同じ補助金を受けている場合、その補助事業名及び額がわかる交付決定通知(額の確定通知等)の資料
 - ・その他県知事が必要と認めるもの

(3) 申請情報の変更

【補助金変更承認申請時に必要な書類】

航空機整備施設省エネ設備導入事業補助金変更承認申請書（様式第2号）

申請内容の変更が必要になった場合は、速やかに県に連絡してください。内容によっては、承認されない場合や、申請を取り消す場合があります。

○申請時の事業者の報告義務

補助事業者等は、本補助事業を遂行できなくなることが明確である場合や、その懸念がある場合には、速やかに県に対してその旨を報告する義務を有します。

補助事業者等による上記の報告義務の違反が、県の調査にて明らかになった場合は、県の決定する対応方法に従うものとします。

(4) 申請取下げ

交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る申請内容又はこれに付された条件に不服がある場合には、当該申請を取り下げることができます。取り下げる場合は、速やかに県に連絡してください。

【補助金事業中止(廃止)承認申請書に必要な書類】

航空機整備施設省エネ設備導入事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

- ・事業中止理由書（様式任意）

(5) 実績報告書

航空機整備施設省エネ設備導入事業補助金実績報告書（様式第4号）

当該事業とは別で補助対象経費及び期間が同じ補助金を受けている場合、その補助事業名及び額がわかる交付決定通知(額の確定通知等)の資料を添付して下さい。

5. 補助金の支払い

当補助事業では事業者が希望する場合は概算払いを行う予定です。

【概算払いに必要な書類】

航空機整備施設省エネ設備導入事業補助金（概算払・精算払）請求書（様式第5号）

- ・補助金支払先の銀行口座が確認できる書類
- ・債権・債務者登録申出書

【精算払いに必要な書類】

航空機整備施設省エネ設備導入事業補助金（概算払・精算払）請求書（様式第5号）

- ・補助金支払先の銀行口座が確認できる書類
- ・債権・債務者登録申出書

補助対象期間終了後に事業者から実績報告書の提出をしていただきます。証憑等をチェックした上で適正な金額を確定し、精算支払いを行います。

6. 不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除

(1) 不正の防止

補助事業者等による架空の申請や水増し報告等の不正請求※等については、厳正に対処します。悪質な事例については、事案の公表及び債権回収、賠償請求の実施、刑事告発等の法的措置をとる場合があります。

※参考：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

(2) 反社会的勢力の排除

補助事業者等は、本補助事業を遂行するにあたり、反社会的勢力※の関与、参画その他如何なる形式の影響力の行使について、排除しなければなりません。

※参考：反社会勢力について

以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係者
- ⑤ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

7. お問い合わせ先

沖縄県企業立地推進課 電話：098-866-2770

営業時間：平日午前 10 時～午後 3 時（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）